

大子町告示第31号

大子町公共工事前金払取扱要綱を次のように定める。

平成28年7月5日

大子町長 綿引久男

大子町公共工事前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条及び大子町財務規則(昭和40年大子町規則第5号)第74条の3に定めるもののほか、公共工事前金払の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「前金払」とは、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第1項の規定により支払う前金払をいう。

2 この要綱において「中間前金払」とは、地方自治法施行規則附則第3条第3項の規定による既にした前金払に追加してする前金払をいう。

(前金払の対象)

第3条 前金払の対象は、1件の請負契約が100万円以上の公共工事(以下「建設工事等」という。)並びにこれらの建設工事等に係る設計、調査及び測量(以下「設計等」という。)とする。この場合において、債務負担行為に係る契約も同様とする。

2 中間前金払の対象は、前項に規定する建設工事等のうち1件の請負金額が500万円以上で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事等に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該建設工事等に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(前金払の額)

第4条 前金払の額は、建設工事等にあつては請負金額の10分の4以内の額、設計等にあつては請負金額の10分の3以内の額とする。

2 中間前金払の額は、請負金額の10分の2以内の額とする。

3 前2項の規定により算出した前金払又は中間前金払の額に1万円未満の端数が生じた

ときは、これを切り捨てるものとする。

(部分払との選択)

第5条 建設工事等において、中間前金払をすることができる場合であり、かつ、部分払をすることもできる場合は、その中間前金払又は部分払のいずれかの方法により支出することができる。

2 受注者は、前項に規定する請求をするときは、町長にその旨を申し出なければならない。

2 中間前金払が行われた建設工事等については、部分払は行わない。

(前金払の請求手続)

第6条 前金払の支払を受けようとする者は、前金払(中間前金払)請求書(様式第1号。次項において単に「請求書」という。)に、公共工事の前金払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定により登録を受けた保証事業会社が発行する前金払保証証書の原本を添えて町長に提出しなければならない。

(中間前金払の請求手続)

第7条 中間前金払の支払を受けようとする者は、工事履行報告書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、中間前金払の要件を満たしているか認定を行い、中間前金払認定通知書(様式第3号)により、申請があった日から起算して10日以内に受注者に通知するものとする。

(3) 中間前金払の認定を受けた受注者は、請求書と保証事業会社が発行した中間前金払保証証書を工事担当課に提出するものとする。

(前金払の変更)

第8条 町長は、前金払をした後、契約内容の変更により請負金額が増減したときは、その割合により前金払の額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約への適用)

第9条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払においては、この要綱の規定中「工期」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間」と、「既に行われた当該建設工事等」とあるのは「既に行われた当該会計年度における当該建設工事等」と、「請負金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えて適用するものとする。

2 前項の場合において、債務負担行為に係る契約の請求については、当該会計年度の出来高予定額を対象として前金払及び中間前金払の請求をすることができるものとする。

(適用除外)

第10条 町長は、資金事情その他やむを得ない理由があると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、前金払を適用せず、又は前金払の額を減じることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）（その1）

前金払（中間前金払）請求書  
（建設工事等）

年 月 日

大子町長 様

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
前金払請求額									

下記の工事について、上記請求額を前金払として請求します。

記

工 事 名 工事

請負代金額 ￥ \_\_\_\_\_ 円

受領済金額 ￥ \_\_\_\_\_ 円

契約年月日 年 月 日

契約工期 年 月 日 ～ 年 月 日

様式第1号（第6条関係）（その2）

前金払（中間前金払）請求書  
（設計等）

年 月 日

大子町長 様

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
前金払請求額									

下記の業務委託について、上記請求額を前金払として請求します。

記

業務委託の名称 委託

業務委託料 ￥ \_\_\_\_\_ 円

受領済金額 ￥ \_\_\_\_\_ 円

契約年月日 年 月 日

履行期間 年 月 日 ～ 年 月 日

工事履行報告書

（中間前金払用）

年 月 日					
大子町長 様  受注者 住 所 商号又は名称 代表者名 <span style="float: right;">⑩</span>					
請負工事の履行状況を報告します。					
工 事 名	第 号 工 事				
工 事 場 所	大子町大字 地内				
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日				
請 負 代 金 額	円				
工 種	構成比	予定工程	実施工程	出来高金額（円）	備 考
小 計	100				
消費税及び地方消費税額					請負代金額との比率 ( ) %
合 計 金 額					

注1 構成比は直接工事費に占める各工種毎の構成割合を、予定、実施工程は報告時点の状況を、出来高金額は工事価格（請負代金額から消費税及び地方消費税を控除した金額）に占める構成比相当額に実施工程率を乗じたものを、請負代金額との比率は、請負代金額に対する出来高金額の合計金額の割合を、それぞれ記入すること。

なお、実施工程が確認できる資料（予定工程表に実施工程を記入したもの等）を添付すること。

注2 実施工程の計は50%以上、請負代金額との比率は50%以上であること。

